

青森市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
 条例（平成二十五年青森市条例第十二号）の一部改正【第十二条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 [略]</p> <p>一～六 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号。<u>以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。</u>）<u>第百五十三条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。</u>）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p><u>9 指定介護老人福祉施設に青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）<u>第百一条第一</u></u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 [略]</p> <p>一～六 [略]</p> <p>2～7 [略]</p> <p>8 第一項第一号の医師及び同項第六号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設（青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十号_____）<u>第百五十三条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。</u>）の本体施設（同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。）である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>項に規定する指定通所介護事業所、指定居宅サービス等基準条例第百四十九条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所、青森市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第九号）第百三十一条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第六十一条の三第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第六十三条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年青森市条例第十一号）第七条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められると</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>きは、これを置かないことができる。</u></p> <p><u>10 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準条例第九十四条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u></p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第二十六条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p><u>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければな</u></p>	<p>[追加]</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第二十六条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号に掲げる医師_____との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。</p> <p>[追加]</p>



改正後	改正前
<p><u>て、診療を行う体制を常時確保していること。</u></p> <p>三 <u>入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> <p>2 <u>指定介護老人福祉施設の開設者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護老人福祉施設の開設者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護老人福祉施設の開設者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の</u></p>	<p>[追加]</p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p><u>5 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、<u>重要事項</u> _____ を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p><u>3 指定介護老人福祉施設の開設者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。</u></p>	<p>[追加]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p>(掲示)</p> <p>第三十六条 指定介護老人福祉施設の開設者は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、<u>協力病院等</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項 _____ を掲示しなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>[追加]</p>

改正後	改正前
<p><u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)</u></p> <p><b>第四十二条の三 指定介護老人福祉施設の</b>  <u>開設者は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第十三条第四項の規定による</u>居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</p> <p>三 <u>第十四条第二項の規定による</u>提供し</p>	<p>[追加]</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第四十四条 [略]</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>第十三条第四項に規定する</u>居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録</p> <p>三 <u>第十四条第二項に規定する</u>提供し</p>

改正後	改正前
<p>た具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第十七条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 第二十六条<u>の規定による</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 第四十条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 第四十二条第三項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p><u>5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>6</u> [略]</p>	<p>た具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>四 第十七条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 第二十六条<u>に規定する</u>保険者市町村への通知に係る記録</p> <p>六 第四十条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録</p> <p>七 第四十二条第三項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>3 [略]</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第五十四条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>[追加]</p> <p><u>5</u> [略]</p>